

令和元年8月26日

精華町教育委員会  
教育長 川村 智 様

精華町教育委員会所管施設  
指定管理者評価委員会  
委員長 安 周永



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び  
評価結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者の名称  
特定非営利活動法人精華町体育協会
- 2 公の施設の名称  
精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設  
①精華町立体育館・コミュニティーセンター  
②打越台グラウンド・テニスコート  
③池谷公園多目的コート  
④木津川河川敷多目的広場
- 3 指定期間  
平成30年4月1日から令和5年3月31日の5年間
- 4 審査及び評価対象期間  
平成30年度実績  
平成30年4月1日から平成31年3月31日の1年間
- 5 審査及び評価方法  
指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものとする。  
なお、本委員会は、平成30年度における指定管理者業務運営実績に対する審査及び評価、並びに指定管理期間第1期の審査及び評価を実施するものである。

## 6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る平成30年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

### 【評価した点】

- 生涯学習の拠点施設としての役割を果たすべく、各種団体等と緊密な連携、協働を行うことができている。
- むくのき文化講座など文化的な新しい自主事業にも取り組んでいることや、クッキングスクールの会員制の本格実施など、新規利用者の獲得や継続的な利用につなげる工夫ができている。
- 収入については、利用料金、事業収入ともに過去最高額となり、指定管理者の独自の取組による結果であると評価できる。
- 平成30年度から包括的に保守事業を委託することにより、専門的で効率的に施設管理が行われている。

### 【検討を要する意見】

- 指定管理者は、利用者数や利用件数をさらに増加させるために、様々な機会を取り入れて利用者ニーズを踏まえた事業を実施したりするなど、さらなる工夫を行われたい。
- 指定管理者は、職員の育成や研修のために、接遇や個人情報保護、危機管理等に関する定期的な研修を実施する必要がある。
- 教育委員会と指定管理者は、むくのきセンターの展示コーナーもしくはその他のスペースを活用し、町民が歴史や文化を学ぶ機会とするなど、施設がより生涯学習の拠点として町民に親しまれるような取組を進められたい
- 当該施設のより安全で円滑な管理運営や対応、また各種の新規事業を展開するためには、適正な人材の確保が必要であり、教育委員会は、持続可能な人材確保の方法について指定管理料に反映すべく検討していかれたい。